新潟県条例第47号

新潟県工業用水道条例の一部を改正する条例

新潟県工業用水道条例(昭和39年新潟県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

				M W III M		100									
ç	<u>发</u>	<u>E</u>	後		<u> </u>			改	-	Е	前	Ī			
(水道使用料)						(水道使用料)									
第21条 水道使用料の額は、次の表に定めるところ						第21条 水道使用料の額は、次の表に定めるところ									
により算出される基本料金、特定料金及び超過料															
金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。						金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。									
名 称	区			分		名	称	区					分		
1	基本料金	特定料	全 超過	料金				基本制	斗 金	特定制	斗 金	超過#	斗 金		
(略)						(略)								
新潟臨 基	基本使 27円	特定使	31円 超過(支 54円		新潟	東	基本使	24円	特定使	31円	超過使	48円		
海工業用	月水量 30銭	用水量 2	20銭 用水	量 60銭		臨海	部	用水量		用水量	20銭	用水量			
用水道 1	立方	1 立方	1 立	ケ		工業	系	1 立方		1 立方		1 立方			
	ベート	メート	メー	١		用水		メート		メート		メート			
<i>/</i> l	レにつ	ルにつ	ルに)		道		ルにつ		ルにつ		ルにつ			
3	5	き	き					き		き		き			
							西	基本使	23円	特定使	29円	超過使	46円		
							部	用水量		用水量	90銭	用水量			
							系	1立方		1立方		1 立方			
								メート		メート		メート			
								ルにつ		ルにつ		ルにつ			
								き		き		き			
(略)	(略)														
					1 1	備考									
													道の		
	うち昭和56年11月23日における県道島見豊														
							栄線、同県道の起点から正北に海岸まで引								
							いた線及び同県道の終点から正南に豊栄市								
						と北蒲原郡水原町との境界線まで引いた線									
						以東の区域に給水するものをいう。									
							2 「西部系」とは、新潟臨海工業用水道の								
							うち東部系を除くものをいう。								
											- 0				

附目

この条例は、令和4年4月1日から施行する。